

認定経営革新等支援機関による『先端設備等導入計画に関する確認書』 発行手続について

大阪商工会議所

大阪商工会議所は、「先端設備等導入計画」の策定・申請支援ならびに認定経営革新等支援機関として同計画に関する『確認書』（申請時の提出必須書類のひとつ）の発行を下記要領にて実施します。
1回～数回（本所が確認に必要とする回数〔計画内容により異なります〕）の「**事前相談**」を、[大阪商工会議所 2階 経営相談室](#)で行ってください。事前相談は**予約制・先着順です**（各窓口相談日において、予約枠が無くなり次第、受付を終了します）。

1.
申請先
市区町村の
「導入促進
基本計画」、
申請様式や
必要手続等を
把握（HP
ダウンロード）

大阪商工会議所への「事前相談」申込の前に申請先市区町村の「導入促進基本計画」ならびに手順・要領や様式を、申請先市区町村のホームページなどで把握し、不明点をご自身で問い合わせさせていただきます。

※税制支援の適用手続を行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられません。また、市区町村が定める導入促進基本計画によって、対象となる「中小企業者」の業種や、税制支援等の対象となる設備等が異なる場合があります。

また、中小企業庁の「生産性向上特別措置法による支援」に関するホームページ（URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>）の内容も、必ず熟読・ご確認ください。

2.
大阪商工
会議所
における
『確認書』
発行に係る
事前相談
（無料）の
相談対象
を確認

大阪商工会議所は認定支援機関として下記[1]～[5]のすべてに該当する事業者に対し、同計画の策定・申請に関する助言・支援を行い、「生産・販売活動等に直接つながる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか」等が確認できれば『確認書』を発行します。

- [1]大阪商工会議所の会員事業者（会員でない場合はご入会ください）
- [2]大阪府内の中小企業等
- [3]同計画の主たる実施の場所が大阪府内
- [4]同計画の策定・申請に関する助言・支援ならびに『確認書』発行の双方を希望（片方のみの受付はできません）
- [5]下記手順に従い、所定の書類を期日どおりご提出いただける事業者

3.
相談申込書
をFAX

『確認書』発行に関する「**事前相談**」申込書を大阪商工会議所 経営相談室宛にファックス（06-4791-0444）でご送信・お申込みください。

4.
確認書
発行に
係る
事前相談
および
確認書発行

- 1) 事前相談（面談）日程 複数回を電話で一括予約
- 2) 同計画申請書類すべての写しを大阪商工会議所へ電子メールで送信。
応談準備のため、**初回面談時の面談日の4日前までにご提出ください。**
※「先端設備等導入計画に係る認定申請書」は必ずWORD電子データでご送信ください。
- 3) 事前相談（1回～数回）
 - ◎初回面談時、以下を2部ご持参、**ご提出ください（ご返却いたしません）**：
 - <1>『先端設備等導入計画に係る認定申請書』（案）、<2>「先端設備等の導入による労働生産性向上の目標」の算出根拠表（様式・内容は本所指定のもの）、<3>直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）、<4>履歴事項全部証明書の写し、<5>会社案内など事業概要の確認ができるパンフレット等、<6>工業会証明書の写し、<7>誓約書（案）、<8>その他申請先市区町村への必須提出書類（案）《但し、<4>は法人の場合のみ、かつ、申請予定日以前3か月以内に発行されたものの写し。また、<6>×<7>×<8>は、提出必要者のみ。うち、<6>は入手次第、ご提出ください》
 - ◎毎回の面談時、『先端設備等導入計画策定の手引き』と『導入促進基本計画に関するQ&A』（上記中小企業庁HPでダウンロード・印刷）の両者をご持参ください。
- 4) 電話等での大阪商工会議所からの追加確認〔事前相談の最終回が完了後、**約1週間の期間**、計画内容の照会等を行います〕
- 5) 『確認書』の受取り〔(上記4)の確認完了後、大阪商工会議所でお手渡し予定〕
※所定事項の確認ができない場合には『確認書』が発行できません。
あらかじめご了承ください。

【本件のお問合せ・ご連絡先】

[大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室](#)
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所ビル2階
TEL: 06-6944-6471、FAX: 06-4791-0444